

(特別管理) 産業廃棄物処理状況調査票の作成方法について

岡 崎 市
平成23年4月作成

1 多量排出事業者

前年度の産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く。）の発生量が合計 **1000トン以上**の事業場を設置している事業者、前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が合計 **50トン以上**の事業場を設置している事業者を指します。ただし、中間処理業者（発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程の途中において産業廃棄物を処分するものをいう。）は含みません。

多量排出事業者に該当する場合は、各々の条件に従って、（特別管理）産業廃棄物処理計画書、（特別管理）産業廃棄物処理計画実施状況報告書及び（特別管理）産業廃棄物処理状況調査票を作成し、提出期限までに、岡崎市環境部廃棄物対策課までに提出しなければなりません。

2 （特別管理）産業廃棄物発生量の考え方

（特別管理）産業廃棄物発生量（以下「発生量」という。）については、一般的には廃棄物の処理として何らの操作も加えない時点での量を指します。しかし、事業活動の内容や廃棄物の種類によっては、生産工程の中で脱水等の減量操作が加えられるような場合が想定されます。

そこで、「発生量」については、生産工程の中で行われる減量操作等の工程を経て発生される場合にはその発生時点での量とし、生産工程を経た後に事業場内にある施設等で廃棄物の処理としての操作が行われる場合は、当該廃棄物処理工程の前での量とします。

自ら直接再生利用する、又は中間処理すること等により発生した廃棄物を減量化する場合についても、その量は「自己直接再生利用量」又は「自己中間処理量」等として把握されるため、「発生量」はその前の時点での量としてとらえる必要があります。

具体的な考え方については、「多量排出事業者による産業廃棄物処理計画及び産業廃棄物処理計画実施状況報告策定マニュアル（第2版）を参考にしてください。」

3 作成単位

(1) 製造業など（建設業以外）

岡崎市内の各事業場ごとに作成してください。なお、名古屋市、豊橋市、豊田市及び愛知県管轄の各事業場については、各市又は愛知県の産業廃棄物担当部局に提出してください。

(2) 建設業

岡崎市域内（名古屋市、豊橋市、豊田市及び愛知県を除く。）の工事現場（工作物の建設、改築、又は解体等）を総括的に管理している支店等にて作成してください。長期にわたる工事等の場合は、作業場（現場）ごとに作成することも可能です。なお、建設工事等の排出事業者は、元請業者が該当します。

具体的な考え方については、「多量排出事業者による産業廃棄物処理計画及び産業廃棄物処理計画実施状況報告策定マニュアル（第2版）を参考にしてください。」

4 記載方法

(1) 廃棄物の種類（名称）

（参考）に示した産業廃棄物の種類を上欄に記載し、下欄には具体的な名称を記載してください。

なお、自らが中間処理する場合には、中間処理後の品目ではなく、生産工程等で発生した当初の品目を記載してください。（例えば、生産工程で発生した「汚泥」を自己中間処理（焼却）して「燃え殻」が生じた場合、「燃え殻」ではなく「汚泥」と記載してください。）

混合物の場合は、「 と の混合物（ ）」、「混合物（安定型品目）」など、内容がわかるように記入してください。

また、一般廃棄物は記入しないでください。（紙くず、木くず、繊維くず等は業種指定があるので注意してください。）

《記入例》

汚泥（廃水处理汚泥） 汚泥（建設汚泥） 汚泥（有機汚泥） 鋳さい（製鋼スラグ） 鋳さい（鑄物砂） 廃プラスチック類（塗料かす） 廃プラスチック類（発泡スチロール） 廃油（ウエス） ガラスくず及び陶磁器くず（石膏ボード） がれき類（コンクリート塊） がれき類（アスファルトコンクリート塊） ガラスくず及び陶磁器くずと金属くずの混合物（蛍光灯）など

（参考）産業廃棄物の種類

産業廃棄物（特別管理産業廃棄物以外の産業廃棄物）

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鋳さい、がれき類、家畜のふん尿、動物の死体、動物系固形不要物、ばいじん、13号廃棄物

特別管理産業廃棄物

引火性廃油、腐食性廃酸、腐食性廃アルカリ、感染性廃棄物、特定有害鋳さい、特定有害廃石綿等、特定有害ばいじん、特定有害燃え殻、特定有害廃酸、特定有害廃アルカリ、13号特定有害廃棄物

(2) 廃棄物発生量等

産業廃棄物発生・処理フロー図を参考に昨年度の実績値を記載してください。量の単位は、全て（t / 年）で記載してください。容量（m³）で把握している場合は、tに換算してください。各品目の比重（密度）が不明の場合は次表を用いても構いません。

〔参考〕比重換算表

品目	比重 (t / m ³ 又はkg / ℓ)	品目	比重 (t / m ³ 又はkg / ℓ)
燃え殻	1.14	金属くず	1.13
汚泥	1.10	ガラスくず・コンクリートくず 及び陶磁器くず	1.00
廃油	0.90	鋳さい	1.93
廃酸	1.25	がれき類	1.48
廃アルカリ	1.13	動物のふん尿	1.00
廃プラスチック類	0.35	動物の死体	1.00
紙くず	0.30	ダスト類（ばいじん）	1.26
木くず	0.55	13号廃棄物	1.00
繊維くず	0.12	混合物	1.00

動植物性残さ	1.00	感染性廃棄物（容器を含む。）	0.30
動植物系固形不要物	1.00	廃電気機械器具	1.00
ゴムくず	0.52	特定有害廃石綿等	1.00

(3) 再生利用用途、埋立処分先及び処理方法

再生利用用途、埋立処分先及び処理方法は、下記コード表を参考にして該当する記号に 印を記載（複数回答可。例えば、処理方法として脱水の後焼却した場合はB、Aに 印。）してください。「E その他」の場合は、具体的に記載してください。

再生利用用途コード表	
A	原料・材料
B	燃料
C	飼料・肥料
D	建設材料
E	その他（具体的に記載）

処理方法コード表	
A	焼却・溶融
B	脱水・乾燥
C	破碎・圧縮
D	中和
E	その他（具体的に記載）

(4) 委託中間処理による減量、委託中間処理後再生利用量・最終処分量について

委託中間処理後の量を把握するためには、委託処理業者に問い合わせを行うことにより、確認することになります。なお、委託処理業者に確認しても不明な場合は、次に示す処分率を参考にして処理後の量を把握してください。

各廃棄物を処理した場合の処分率の目安	
汚泥を処理業者がそのまま埋立する場合	処分率 = 100%
有機性汚泥を処理業者が焼却処理する場合	処分率 = 5 ~ 10%
廃溶剤を処理業者が蒸留処理する場合	処分率 = 5 ~ 10%
廃油を処理業者が加熱分解～焼却する場合	処分率 = 1 ~ 3%
廃プラスチック類を処理業者が粉碎～溶融成型し、売却する場合	処分率 = 0%
ばいじんを処理業者がコンクリート固化し埋立する場合	処分率 = 120 ~ 140%

産業廃棄物発生・処理フロー図

